

## [事案 2023-32] がん診断給付金支払請求

・令和6年3月26日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、がん診断給付特約が有効であることの確認およびがん診断給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年4月に腓骨部がんで入院したため、令和元年6月に乗合代理店を通じて契約した医療保険のがん診断給付特約にもとづき、がん診断給付金を請求したところ、告知日以前に乳がんと診断確定されていたことを理由に、本特約が無効となり、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、本特約が有効であることの確認とがん診断給付金の支払いを求める。

- (1)本契約の告知手続はタブレット端末で行われたが、自分はそれまでタブレット端末を操作しなかったため、署名部分以外のタブレット端末への記入や操作は募集人が代行した。
- (2)募集人から、「5年以内のがんと診断されたことはありませんか?」と質問されたため、自分は「いいえ」と回答し、募集人はタブレット端末に「いいえ」と入力した。
- (3)本契約に申し込む前に他社の医療保険に加入していたが、募集人から、もっと条件の良い保険があると持ちかけられたため、本契約に乗換えることにした。自分は、嘘をついてまで乗換える必要はなく、虚偽の告知をする動機がなかった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人から既契約の医療保障が充実していないという相談を受けたため、パンフレットおよび設計書を提示しながら、がん診断給付特約を付加することができる本契約を提案した。また、契約概要および注意喚起情報を示して、本契約の内容と重要事項を説明した上で申込手続を行った。
- (2)告知手続の際、募集人は申立人に告知の重要性を説明した後、タブレット端末の操作を代行した。その際、募集人は、告知質問のとおり、「今までに、がんにかかったことはありませんか」と読み上げており、「5年以内に」とは言っていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約締結時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、申立人に本特約の付加を提案した際に、約款の特約条項の規定に関する説明、すなわち、申立人が過去にがんを診断確定されたことがあれば本特約は無効となる旨を説明しなかったものと認められる。

- (2)また募集人は、告知手続の際に、申立人に告知の重要性について記載されたパンフレット、設計書および注意喚起情報を手渡したものの、告知の重要性について読み上げて説明を行ったり、告知手続前に申立人にこれらの書類を読む時間を設けることはしなかったと陳述している。
- (3)本件では、申立人に乳がんの罹患歴があったことから、本特約を付加しても無効となり、がん診断給付金を受け取れる可能性は客観的になく、他方、本契約は、保険会社が申立人の乳がんの罹患歴を知って本特約の無効を確定するまでの間は、特約保険料を支払う義務があり、後に本特約が無効となっても支払った特約保険料は払い戻されないことになる。
- (4)申立人としては、もし募集人から特約条項の規定に関する説明や告知の重要性についての説明を適切に受けていれば、募集人に対し、過去の乳がんの罹患歴を告知し、本特約の付加を申し込まなかったことが明らかであったといえる。